（参考例）

**参考例**

≪訪問介護及び第１号訪問事業（介護予防訪問サービス、生活支援訪問サービス）を併せて行う場合の例≫

この運営規程は参考例であり、記載内容は、各事業所の運営実態に合わせて作成すること。

○○○ヘルパーステーション運営規程

（趣旨）

第１条 この規程は、○○法人○○が開設する○○○ヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び指定第１号訪問事業（介護予防訪問サービス、生活支援訪問サービス）（以下「指定訪問介護等」という。）の事業（以下「訪問介護事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問介護等の提供を確保するため、必要な事項を定めるものである。

（事業の目的）

第２条 指定訪問介護は、要介護状態にある利用者に対し、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助等を行うことにより、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

２　　指定第１号訪問事業は、要支援状態又は事業対象者にある利用者に対し、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援（生活支援訪問サービスにあっては専ら生活援助を中心とした支援）を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上するよう支援することを目的とする。

　（事業運営の方針）

第３条　 訪問介護事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

２　 指定訪問介護等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明し同意を得た上で実施する。

３　 事業所の従業者は、常により良い介護技術の習得に努め、利用者にとって適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

４　 指定訪問介護等の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況及び置かれている環境を的確に把握し、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

５　 事業者自らその提供する指定訪問介護等の質の評価を多様な評価手法を用いて行い、常にその改善を図るものとする。

６　 訪問介護事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

　（事業所の名称及び所在地）

第４条　 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名 称 　○○○ヘルパーステーション

（２）所在地　 岡山市○区○○町○丁目○番○号　○○ビル１階　　←正確に記載すること。

　（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第５条　 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（１）管理者　１人　（常勤１人、併設○○○施設の管理者と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に訪問介護事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（２）サービス提供責任者（訪問事業責任者）　○人　(常勤○人)

サービス提供責任者（訪問事業責任者）は、訪問介護計画（第１号訪問事業計画）の作成及び説明を行うほか、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。

（３）訪問介護員（生活支援訪問介護員）　○人以上　（常勤○人以上、非常勤○人以上）

訪問介護員（生活支援訪問介護員）は、訪問介護計画（第１号訪問事業計画）に基づき、指定訪問介護等の提供に当たる。

↑訪問介護員（生活支援訪問介護員）のみ、「以上」表記を認めている。

（４）事務職員　○人　（常勤又は非常勤○人）　←配置する場合のみ記載する。

　　　　事務職員は、訪問介護事業の実施に当たって必要な事務を行う。

↓事業所が開いている日、時間（申し込みや相談受付が可能な日、時間）を記載する。

（営業日及び営業時間）

第６条　 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　○曜日から○曜日までとする。ただし、祝日、国民の休日及び１２月２９日から１月３日までを除く。　←休日について明示する。

（２）営業時間　○○時○○分から○○時○○分までとする。

（３）サービス提供時間　上記の営業日、営業時間のほか、居宅サービス計画によりサービス提

供を行うものとする。　←時間帯で限る場合は、「○○時から○○時まで」と記載する。

（４）連絡体制　電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。

　 （指定訪問介護等の内容）

第７条　 事業所で行う指定訪問介護等の内容は、次のとおりとする。

（１）身体介護（生活支援訪問サービスでは提供しません。）

（２）生活援助

（３）通院等乗降介助（要介護者に限る。）　　←行う場合のみ記載すること。

　（指定訪問介護等の利用料その他の費用の額）

第８条 　指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

↓交通費を徴収する場合に記載する。

２　 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて指定訪問介護等を行う場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えてからの実費の支払いを受けることができるものとする。

　　　なお、自動車を使用する場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道○○キロメートル当たり○○円とする。　←この場合の交通費は、実費の範囲内で設定する。

↓キャンセル料を徴収する場合に記載する。

３　　訪問介護サービス（第１号訪問事業サービスを除く。）の利用の中止についての申し入れがなかった場合には、次のとおりキャンセル料の支払いを受けることができるものとする。ただし、体調や容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、不要とする。

　　（１）訪問予定時間の○時間前までに連絡を受けた場合　　　　　　無料

　　（２）訪問予定時間の○時間前までに連絡を受けなかった場合　　○○円

４　 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書でその内容及び費用について説明した上で、利用者又はその家族から支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

５　　第１項から第３項までの費用の支払いを受ける際は、その都度、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付する。

　（通常の事業の実施地域）

第９条　 通常の事業の実施地域は、○○市(旧○○町の区域を除く)、○○市（内、○○区に限る）及び○○町の区域とする。　←全域でない場合は具体的な地区名を入れる。

※客観的にその区域が特定されるよう設定すること。

※第１号訪問事業は、岡山市外は実施地域にできないため、必要に応じて分けて記載すること。

　（緊急時における対応）

第１０条　 事業所の従業者は、指定訪問介護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医に連絡を行う等の措置を講じるとともに管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

　（事故発生時の対応）

第１１条　 利用者に対する指定訪問介護等の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（第１号訪問事業にあっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

２　 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し、その完結の日から５年間保存する。

３　 事業者は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

４　 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（虐待防止のための措置）

第１２条　 事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため、次の措置を講じるものとする。

（１）虐待の防止に関する責任者の選定

（２）従業者への虐待防止に関する研修の実施

（３）その他虐待防止のために必要な措置

２　　事業者は、当該事業所の従業者又は養護者（日常的に世話をしている家族、親族、同居人など利用者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力する。

（衛生管理）

第１３条　 事業者は、感染症の発生又はまん延を防ぐために必要な措置を講じるとともに、従業者に対し定期的に健康診断等を実施する。

（秘密保持）

第１４条　 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。これは、利用者との契約終了後も同様とする。

２　　従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する旨を従業者との雇用契約の内容とする。

　（個人情報の保護）

第１５条 　事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

２ 　利用者又はその家族の個人情報については、事業者による指定訪問介護等の提供以外の目的では利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合や、外部への情報提供については、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

　（成年後見制度の活用支援）

第１６条 　事業者は、利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行う。

　（苦情解決体制の整備）

第１７条　 事業者は、指定訪問介護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

２　　事業者は、苦情を受け付けた場合には、その内容等を記録し、５年間保存する。

　　　また、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に努める。

３　 事業者は、指定訪問介護等の提供に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

４　 事業者は、提供した指定訪問介護等に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

５　 提供した指定訪問介護等に関する利用者及びその家族からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

　（従業者の研修）

第１８条　　事業者は、すべての訪問介護員等に対し、資質向上を図るための研修計画を作成し、当該計画に従い事業所内研修を実施するとともに、研修機関等が実施する外部研修への参加の機会を確保する。

　（その他運営に関する重要事項）

第１９条　　事業者は、指定訪問介護等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

２　　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、老人福祉法及び介護保険法並びにこれらの法律に基づく政令及び厚生労働省令並びに条例・規則に定めるところによるものとする。

　　　附　則

　この規程は、平成○年○月○日から施行する。

　この規程は、平成○年○月○日から改正する。

↑事業開始した後に変更した場合は、経過を記載する。